

◆平成17年度事例研究 「自治体現場の最前線に学ぶ」◆

講演「横浜ライセンス制度の創設と運用」

横浜市市民協働推進事業本部協働推進課市民活動支援担当係長

飯田 常彦

今回の羅針盤は、去る平成17年11月25日（金）に開催しました平成17年度事例研究「自治体現場の最前線に学ぶ」での講演要旨を掲載します。講師に横浜市の飯田常彦氏をお迎えし、「横浜ライセンス制度の創設と運用」についてお話いただきました。

市民協働推進事業本部とは

横浜市市民協働推進事業本部で仕事をしております飯田と申します。

市民協働推進事業本部というのは、平成16年に市長直轄の2年間限定の職場として発足し、その間に協働の推進・定着という使命が与えられています。一つの本部、二つ課があります。一つは、NPOや市民活動を支援していく課、もう一つの課は町内会や自治会の活動支援や、その在り方について検討しています。私はその前者に入って仕事をしています。

横浜ライセンス制度の導入経過

この横浜ライセンス制度は、平成14年のアントレプレナーシップ（企業内起業家、庁内ベンチャー制度）事業の第1期として始まりましたが、すべてが初めての取り組みでした。

ライセンスチームは9人で結成され、「横浜ライセンスを考える」ということで行政内部での検討が始まりました。検討の開始は平成14年の12月で、翌年2月には市長にその内容を報告することになっていたので、この間は連日検討を重ねました。

その結果、事業化という形になって今に至っていますが、今に至るまでには非常にいろいろなことがありました。

9人で構成されるライセンスチームは平成15年4月で解散になりました。非常にやる気で、みんな本当に一生懸命検討していた中で2人体制となり、私はそのうちの1人として残ったのですが、さらにその半年後の10月には、私1人になってしまいました。

この横浜ライセンスは市民活動を充実させて拡大していくための一つの施策だということで、私は市民局という部署に人事異動で移ったのですが、まず「アントレプレナーシップとは何か」というところから説明をしなければいけないような状況だったのです。従って、行政の内部で、元のチームのメンバーと集まって細々と検討はするものの、組織としての意思決定が全然できず、どうしようかという状態が続きました。

ところが、平成16年4月に市民協働推進事業本部という部署が立ち上がったから、組織としてこの制度に取り組んでいこうということになりました。ですから、実際に動き始めたのは平成16年からということになります。

平成16年7月に「協働推進の基本指針」を、事業本部で策定しました。そもそも、なぜ協働を進めるかということですが、ご存じのとおり、行政というのはとにかく広く、浅く、公平にサービスを提供することには非常にたけています。ところが、それぞれの地域のニーズに応じたサービスを提供しようとすると限界があります。事業本部は、地域に住んでい

る方との協働によって、地域の課題を少しでも地域のニーズに即した形で解決できるような環境づくりに取り組む部署ということもあり、横浜ライセンスについての検討が本格化しました。

このライセンス制度について市民の皆さんに初めてお話をすると、大方が反対だったのです。感覚からすると8割くらいでしょうか。検討に参加して頂く方を探すために、地域の集会などに参加しました。しかし、「こういった横浜ライセンスがあると活動しやすくなるのではないのでしょうか」という提案をするごとに、「そんなことはない。私たちは自由にやっているのだ」「行政がなぜそんなものを作るのだ」ということで、市民活動に差別や区別を生んでしまうという意見が非常にあって、これはもう行政の発案としてはだめなのかなと思うこともありました。

それでも、10人か20人に1人ぐらい、「これはやりようによってはおもしろい」「欧米などでは市民が互いに市民活動を認めている。うまく運用すれば日本発のシステムとなる」などと言ってくださる方もいたのです。

欧米では、市民活動というのは社会的に認知されており、地位が確立されています。それと比較すると、日本はNPO法人という制度ができましたが、とてもそこまで至っていません。

そうして、ようやく横浜ライセンス制度検討委員会を立ち上げ、平成16年7月から11月まで、定期的な検討会を6回、それ以外にもワークショップのような形で検討を重ねていただきました。毎回4～5時間ぐらい活発な議論が行われました。

「市民活動とは何か」「ボランティアとは何か」ということから始まり、このライセンスをどのようにしていくと市民活動をしやすくなるのかという根本的なところを、本当に時間をかけて検討していただきました。

報告のあったポイントとしては、「このライセンスは、市民活動を推奨して、普及・促進を側面からバックアップするものとしようではないか」ということでした。

事業の実施に当たっては「ライセンス」という言葉が、「市民活動を区別する」あるいは「行政が市民

活動に関与する」「官による選別」など、やろうとしていることの趣旨・目的とは異なるイメージを与えるため、表現を変えようということになりました。それで、「横浜ライセンス」ではなくて、「よこはま市民活動エールカード」という愛称が決まったという経緯があります。

また、対象となる活動は、市民から「このカードがあるとよい」と思われるような分野・活動を対象としようということです。このカードがなければ活動ができないかのようにとらえられてしまうことのないよう、この辺を慎重に検討を進めてきました。

制度の概要

横浜ライセンス制度は、前述のようにもととは、横浜市の発案なのですが、結果的には市民により実施されることになった、市民が市民活動を認め合うという、多分、全国で初めての取り組みではないかと思います。とにかく市民活動をしやすくなりたい、そのためにどうしたらいいかということがそもそもの始まりで、活動がさらに充実し拡大することを目的にしています。事業の実施は横浜市からの助成金によります。

市民がお互いに市民活動を認め合おうと、市民組織である横浜市民活動推奨協議会が立ち上がり、本事業を実施することとなりました。この協議会は任意の民間団体です。市民活動を推奨して、お互いが切磋琢磨して自分の活動の質を高めていかれるように、カードを発行・交付していきます。決して行政からのお墨付きや、市民活動に優劣をつけるものではないということが特徴です。

次に、カード交付までの流れについてお話します。このエールカードは、カードを導入したい団体等が提案できる仕組みになっており、提案団体（NPO団体・市民活動団体・企業・自治体など）が、例えば「私たちはこういう活動をしています。このカードがあると非常に活動しやすくなると思います」というときに、どのように活動しやすくなるか、また、カードは最終的に個人の写真付のカードになりますので、そのカードを取得することによってどういう

メリット、効果などがあるかということも併せてご提案いただきます。そして公開プレゼンテーションをして、市民の皆さんに見ていただいて、この活動にこういうカードがあると、本当に活動しやすくなるかどうかというところを判断していただきます。

そして、推奨協議会の役員と外部の専門家や市民活動を実際に行っている市民などにより構成される審査会で、エールカードの導入を審査・決定をします。そして、提案した団体が、提案をした内容の手順に沿って、こういうカードを取ってみませんか、市民の皆様様に募集をかけます。市民の中には、もしかしたら「実は私、あの活動をやってみたかったのよ。ところがきっかけがなくて、知っている人もいなくて、どうしたらよいかわからなかったのよ」という人もいられるかもしれません。こういう人がエールカード取ってみよう、市民活動を始めてみようと呼びかけます。これは市民活動が対象となっているものだから、そもそもが自発的・自主的なもので、お願いして活動しているわけではありません。ですから、提案団体は、その活動の経験あるいは実績、または研修の実施などによって、エールカード取得に必要な条件を確認します。そして、確認できたということを確認できたと、協議会に伝えますと、協議会から応募いただいたAさん、Bさん、Cさんに写真付でお名前の入ったカードが交付されます。また、有効期限を3年間としており、取得したけれど市民活動を継続していない方などは、更新できないようになっています。また、取得に際しては市民活動とは何なのかや、エールカードの特徴、注意事項などについての基礎的な研修も行います。

カードの意味とその効果

エールカードは、市民活動への意欲と活動するうえで必要となる知識や技術を有することを客観的に裏づけるものです。市民活動をしている方が、自分の活動がどのように役立っていたり評価されているのか、それを客観的に見て頂くということは、実はあまりないのではないのでしょうか。ですから、そういったところを客観的に裏づけるカードなのです。

では、そのカードを保持することによる効果とメリットにはどういうものがあるかというと、やはり活動への信頼性と安心感が増すということです。

例えば、こういった話があります。民生委員・児童委員は、国から委嘱されている特別公務員です。そういった人がある家庭を訪問した時に、「民生委員の〇〇です」と言えば、ドアを開けてくれます。けれども、「NPOから来ました〇〇です」と言っても、開けていただけないケースがあるとも聞きました。そういったときに、このカードが周知されて定着していけば、取得することのメリットや市民活動のしやすさにつながってくるのではないかと思います。

公開プレゼンテーション

次に先ほど申し上げた、公開プレゼンテーションについてお話します。9月22日に実施しました。

「私の団体はこういった活動にこのカードを導入したい」という14団体から提案を頂いて、その結果、8種類の活動に導入することが決まりました。プレゼンテーションの結果選ばれた8種類の活動は、環境分野、子供の健全育成、情報化社会、保健・医療、福祉、まちづくりという分野に分かれています。

例えば、子供の健全育成というのは非常に旬な活動だと思っているのですが、これは学生さんによる子育て支援活動です。今、子育て支援の分野については、非常にいろいろな課題があります。親御さんが目を離す機会、あるいは余暇の支援のようところで、ボランティアさんがお子さんを預かり、その間に親御さんが自分の時間を作るといような活動で、高校生、大学生が実際に子供と触れ合います。子供も若い人の方が非常になつきやすいようです。それについて、「この人の活動は本当に安心です。信頼できる活動です」というところを、このカードを使ってやっていきたいという提案でした。

まちづくりについては、災害に強いジュニア育成活動ですが、これは小学生が対象です。地域で災害がおこったときのために、あらかじめどこに何があるかを小学生が子供の視点から描いたマップを作り

ます。こうした活動をして成果を出した小学生（3年生以上）に対して、写真付きのカードを発行して頂くと子供たちも非常にやる気が出てきますし、マップづくりの調査なども非常にやりやすくなります。また、大人も子供の言うことは聞くそうです。大人が「あそこに何かあって危ない」「あの橋は落ちそうだ」と言うより、子供が調べてきた結果は非常に純粋な気持ちで周りの大人が聞いてくれて、それが「危ないからすぐに対処してほしい」などと、逆に行政に相談に来るといような広がり期待できます。

それぞれの活動については、この協議会独自のホームページ（<http://www.yokohama-license.jp/>）に提案の内容、活動内容が書いてありますので、興味があればご覧いただければと思います。

今後の課題

今見えてきた大きな課題は、自主財源をどうやって確保していくのかということです。

市民活動をされている団体ではどこでも課題になっているのですが、活動の財源を市町村からの助成金に頼っています。従って助成金の情報を欲している市民活動団体は多くあるのですが、別のファンド・レイジング（資金調達）の必要性もあるのではないかという話が出ています。

欧米ではあるようですが、我々の事業に賛同を頂けるような企業から協賛金を集める専門家を推奨協議会で雇用して、例えば300万の協賛を得られたらその10%を報酬とするなど、何か今までとは違った仕組みに取り組むのも面白いという話が出てきます。

また、横浜市では今年度から「よこはま夢ファンド」という市の基金を立ち上げ、その基金に入ってきたお金でNPO法人や市民活動を支援するという事業をしているのですが、こういった基金というお財布を活用して、推奨協議会の財源確保ができないかなどのお話もでています。いずれにせよ、課題として挙がっているのは、市民が活動していくためには財源が必要で、すべて助成金に頼るのではなく、自主財源をどのように確保するのかということです。

それから、もう一つの課題としては、専門分野への対応です。このエールカードを導入したいと手を挙げていただいた幾つかの団体の中に、心理的な活動、いわゆる「ピアサポート」、「ピアカウンセラー」の提案が二つあったのですが、その提案内容がいいのか悪いのか判断できなかったということがありました。このエールカードを専門分野へどうやって対応していったらいいかというところが、今のところ課題になっているという現実があります。

私からのご報告は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。